



こうてきねんきん ろうれい しょうがい いぞく ねんきん しきゅう う しゃかいほけんせいど ろうご しょう
公的年金は、老齢、障害、遺族になったときに年金の支給を受けるための社会保険制度で、老後や障
がい しぼう まんいち ばあい ほしょう う
害、死亡といった万ーの場合に、保障が受けられます。

こうてきねんきん こうてきねんきんせいど きそ かにゆうしゃ きょうつう ろうれい しょうがい いぞくき そねんきん しきゅう
公的年金には、公的年金制度の基礎として加入者に共通の「老齢・障害・遺族基礎年金」を支給す
こくみんねんきん かいしゃいん かにゆう こくみんねんきん きそねんきん うわの ほうしゅうひれい ねんきん しきゅう
る国民年金と、会社員などが加入し、国民年金の基礎年金に上乘せして「報酬比例の年金」を支給
こうせいねんきんほけん
する厚生年金保険があります。

1 こくみんねんきん 国民年金

こくみんねんきん かにゆう 1-1 国民年金への加入

かにゆうねんれい (1) 加入年齢など

にほんこくない きよじゆう さいいじょう さいみまん かた がいこくじん かた ふく こくみんねんきん かにゆう
日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含め、国民年金に加入することにな
きんむさき こうせいねんきんほけん かにゆう ばあい どうじ こくみんねんきん かにゆう
っていますが、勤務先で厚生年金保険に加入している場合は、同時に国民年金に加入することになりま
かにゆうてつづき こうせいねんきんほけん かにゆう じどうてき おこな じぶんじしん ちよくせつてつづき
す。加入手続は、厚生年金保険に加入したときに自動的に 行われるため、自分自身で直接手続を
おこな ひつよう
行 する必要はありません。

かにゆうてつづき (2) 加入手続

こくみんねんきん かにゆう いんかん ほんにん とどけでしよ みずか しよめい ばあい ふよう じさん しくちょうそん
国民年金に加入するには、印鑑(本人が届出書に自ら署名する場合は不要)を持参し、市区町村
やくしよ ねんきんまどぐち とど で
の役所の年金窓口へ届け出をします。

ほけんりょう しはら (3) 保険料の支払い

しよとく かんけい いちりつ げつがく えん へいせい ねんど しゃかいほけんちよう ねんぶん のうふしよ まいとし
所得に関係なく一律に月額14,660円(平成21年度)です。社会保険庁から1年分の納付書が毎年4
がつ とど のうふしよ も ゆうびんきょく ぎんこう まどぐち おさ こうざふりかえ
月に届きます。この納付書を持って郵便局や銀行の窓口、コンビニエンスストアなどで納めるか、口座振替
のうふ
でも納付できます。

しよとく しゆうにゆう すく ほけんりょう のうふ こんなん しんせい ほけんりょう ぜんがく
所得(収入)が少ないなど、保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一
ぶ めんじよ ばあい がくせい ほけんりょう しはら ゆうよ がくせいのうふとくれいせいど り
部が免除される場合があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を利
よう いちぶかくしゅがっこう たいしよく めんじよとう ほうていめんじよ のぞ げんそく まいとしてつづき おこな
用できますが、一部各種学校は対象となりません。免除等(法定免除を除く)は、原則、毎年手続を行



ひつよう しょうさい ねんきんたんとうまどぐち かくにん
う必要があります。詳細は年金担当窓口までご確認ください。

めんじょとう しょうとく しゅうにゆう め やす
● 免除等になる所得(収入)の目安

めんじょとう しゅるい 免除等の種類	しょうとく しゅうにゆう め やす 所得(収入)の目安			いちぶのうふがく 一部納付額 げつ がく (月 額)	ねんきんがく けいさん 年金額の計算
	たんしん せたい 単身世帯	ふたり せたい ※2人世帯	にん せたい ※4人世帯		
ぜんがくめんじょ 全額免除				—	2分の1
じゃくねんしゃのうふゆうま 若年者納付猶予	57(122)万円	92(157)万円	162(257)万円	—	—
ぶん めんじょ 4分の3免除	93(158)万円	142(229)万円	230(354)万円	3,670円	8分の5
はんがくめんじょ 半額免除				7,330円	8分の6
がくせいのうふとくれい 学生納付特例	141(227)万円	195(304)万円	282(420)万円	—	—
ぶん めんじょ 4分の1免除	189(296)万円	247(376)万円	335(486)万円	11,000円	8分の7

ふたり せたい ふうふ にん せたい ふうふ こ ふたり さい み まん め やす
※2人世帯は夫婦のみ、4人世帯は夫婦・子2人(16歳未満)での目安です。